

行政書士 <sup>すずき</sup> 鱸 弥生の情報発信

NO.49 若くても遺言書を作った事例



## 暑中、お見舞い申し上げます。

今年は、異常な暑さですね。どうぞ、おからだに気をつけて、お過ごしくださいませ。

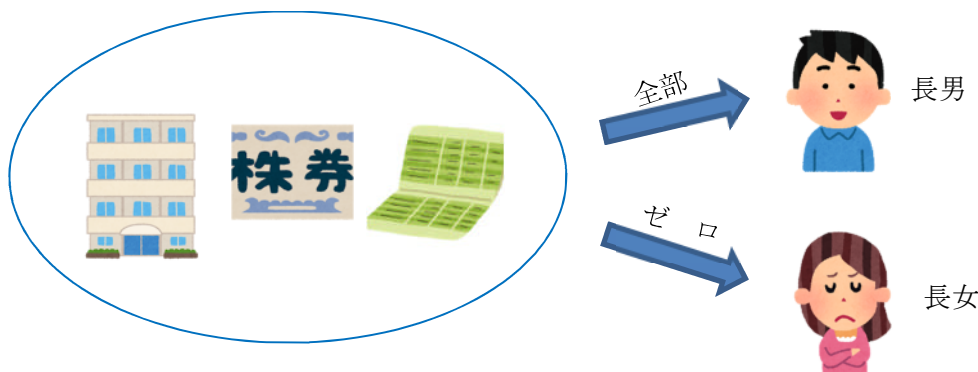
「遺言書は高齢になってから作るもの」と思っている方は多いと思います。今回は、50代の若さで遺言書を作成した優子さん（仮名）のケースをご紹介します。

### 癌になって…

優子さんが遺言書を作成しようと思ったきっかけは、癌になったことです。当初の癌は子宮癌でしたが、その後、他の臓器にも転移していることがわかり、放射線治療を受けることになりました。辛い放射線治療も乗り切り、今は、明るく前向きに生きていますが、癌が再発する可能性もあり、自分が死んだ後のことを考えるようになりました。



優子さんの一番の気掛かりは、病気がちな長男のことです。夫とは10年以上前に離婚、長女は結婚し経済的にも安定した生活を送っています。優子さんの財産は、自宅マンションと株式、預貯金です。これらのすべてを、長男に相続させたいと思っています。



### 遺留分の問題

法律では、特定の相続人に「全財産を相続させる」という遺言書があっても、それではあまりにも不公平になるため、他の相続人が相続できる最低限の相続分（遺留分）が認めらて

います。今回のケースでは、長女の遺留分は4分の1で、仮に、優子さんの財産の総額が4,000万円であれば、長女には、そのうちの1,000万円を長男に請求する権利があるということです。ただし、あくまでも長女が請求できる権利なので、長女が請求しなければ、長男はすべての財産を相続できることとなります。

優子さんに遺留分のことをお伝えしたところ、長女は日頃から長男のことをとても心配していて、「自分は仕事をして収入もあるから、財産は全部長男にあげてくれていいよ」と言ってくれているとのこと。最終的には、優子さんの希望通り、全財産を長男に相続させることになりました。

## 付言事項

遺言書の最後に、遺言者の気持ちを書く欄があります。付言事項といえます。法的拘束力はありませんが、遺言者の最後の思いとして、相続人の方々の心に届きますので、特に、争いになりそうな遺言内容を書いたときは、なぜ、そのような分け方をしたのかという理由を書いておくと効果的です。今回のケースでは、優子さんは、次のような付言事項を書きました。「長女へ、全財産を長男へ相続させますが、どうか、私の長男を心配する気持ちを理解して、遺留分は請求しないでください。長男のことをお願いします。」

優子さんは、「遺言書を作成したことで気持ちが楽になった。」と言われていました。

年齢を重ねると、病気になるリスクが高くなります。私の回りでも、病気になったという話を聞くことが多くなってきました。万一のときのために、自分の財産の行き先を決めておきたいという方は、いきなり遺言書でなくても、エンディングノートなどを利用して書いておくことをお勧めします。スマイリング・エンディングノートで検索していただければ、無料ダウンロードサイト (<https://ending-note.info/>) が出てきますので、是非、ご利用ください。

## Pick Up 1

「遺言書セミナー」、「エンディングノートの書き方セミナー」などをご希望の方は、ご連絡ください。ご希望の内容で承ります。費用もご相談ください。



鱸 (すずき) 行政書士事務所  
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町 1-17-203 (JR 芦屋徒歩 1 分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

URL <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail [info@suzuki-gyousei-office.com](mailto:info@suzuki-gyousei-office.com)